# 市町村合併の進展

# 市町村合併の推進

# 市町村合併の背景とポイント

# 1. 地方分権の推進

- 〇地方でできることは地方で
- 〇住民に最も身近な市町村について、規模・能力の充実が大切

# 2. 少子高齢化の進展

- 〇人口減少社会に突入
- 〇少子高齢化に対応した、サービス提供・専門スタッフが必要

# 3. 広域的な行政需要が増大

〇日常生活圏(通勤、通学、買い物等)の拡大に応じた、市町村 の拡大が必要

# 4. 行政改革の推進

○極めて厳しい財政状況。国・地方とも、より簡素で効率的な 行財政運営が必要 →更なる行政改革の推進 基盤の強化が必要規模・能力の充実、行財政基礎自治体である市町村の

合併新法の期限まで残り1年足らず 住民を交えた真摯な議論を!!

# 市町村合併の進展状況

平成11年3月31日

3232

**▲1467** 

平成222	年2月	1日
-------	-----	----

1765

(H21.3.30官報告示ベース)

	S28.9.30	S37.1.1	H11.3.31	H22.2.1
市町村数	9,895	3,466	3,232	1,765
人口1万人未満	_	_	1,537	473
平均人口(人)	7.864	24.555	36.387	67.580

37.5

106.9

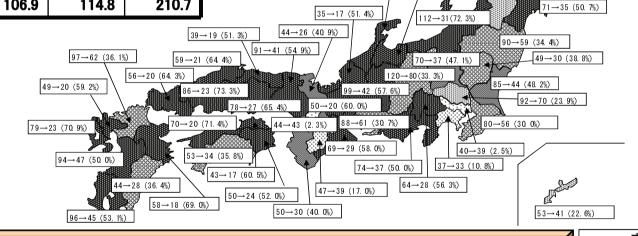
114.8

210.7

	合併 件数 (合併関係 団体数)	H11.4.1 以降の 減少 団体数
旧法下 H11.4.1~	581 (1,991)	1,410
新法下	35 (92)	57
	616	

(2.083)

平均面積(km²)



#### 凡例 $a \rightarrow b \left( c \% \right)$

212→180 (15.1%)

**67**→40 (40.3%)

59→35 (40.7%)

69→25 (63.8%)

44→35 (20.5%)

a: H11.3.31の市町村数

18

b: H22.2.1の市町村数

c:減少率

○進捗状況は地域ごとに差異

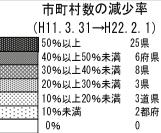
1.467

- 〇人口1万人未満の市町村も473存在」
- ○市町村合併は相当程度進展Ⅰ

合併新法に基づく更なる 市町村合併の推進 合併市町村に対する 着実な支援

35→15 (57. 1%)

41→19 (53.7%)

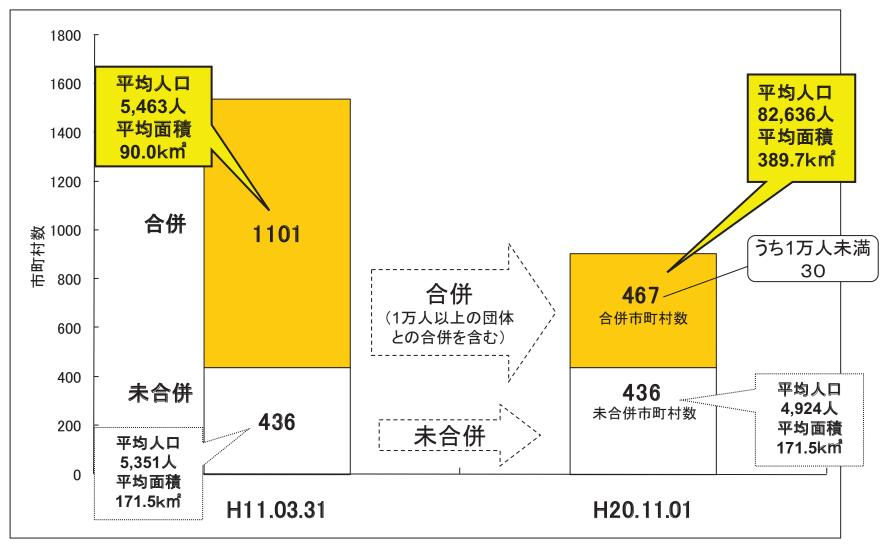


# 市町村合併による市町村数の変遷

〇 我が国の市町村数は、明治21年(1888年)には7万を超えていた町村が、明治、昭和、平成と3度の大合併を経て、現在では1,765市町村にまで減少。

	年 月	市	町	村	計
明治の大合併	明治21年 (1888年)	_	(71,	314)	71,314
	22年 (1889年)	39	(15,820)		15,859
〇小学校や戸籍の事務処理を行うため、300~500戸 を標準として、全国一律に町村の合併を実施。	昭和20年 (1945年) 10月	205	1,797	8,518	10,520
昭和の大合併	28年 (1953年) 10月	286	1,966	7,616	9,868
〇中学校1校を効率的に設置管理していくため、人	31年(1956年)4月	495	1,870	2,303	4,668
口規模8,000人を標準として町村の合併を推進。	36年(1961年)6月	556	1,935	981	3,472
	40年(1965年)4月	560	2,005	827	3,392
	60年(1985年)4月	651	2,001	601	3,253
平成の大合併					
〇地方分権の推進等のなかで、与党の『市町村合併	平成11年(1999年) 4月	671	1,990	568	3,229
後の自治体数を1,000を目標とする』という方針を踏	18年(2006年)3月	777	846	198	1,821
まえ、自主的な市町村合併を推進。	22年 (2010年) 2月 (予定)	783	793	189	1,765

# H11時点における1万人未満団体の変化



- ※ 1万人未満団体は、H7国勢調査人口による。
- ※ H20.4.15までに合併の官報告示を終えたもの。
- ※ 段階的に合併した市町村については、重複してカウントしていない。
- ※ H11.3.31の人口は、平成7年国勢調査人口による。H20.11.1の人口は、平成17年国勢調査人口による。
- ※ H11.3.31の面積は、「全国市町村要覧(平成10年度版)」の面積による。H20.11.1の面積は、「全国市町村要覧(平成19年度版)」の面積による。

# さらなる分権改革

# 第29次地方制度調査会と地方分権改革推進委員会

# 第29次地方制度調査会

地方制度調査会設置法に基づき、平成19年7月3日に発足(2年の時限)

# (調査審議事項)

- 〇市町村合併を含めた基礎自治体のあり方
- ○今後の基礎自治体の組織・体制のあり方
- 〇基礎自治体における住民自治の充実 (地域自治区、地域コミュニティのあり方)
- ○監査機能の独立性の強化
- ○監査能力の向上
- 〇議会制度のあり方 等

平成21年7月の任期満了までに調査審議結果を総理大臣に「答申」

# 地方分権改革推進委員会

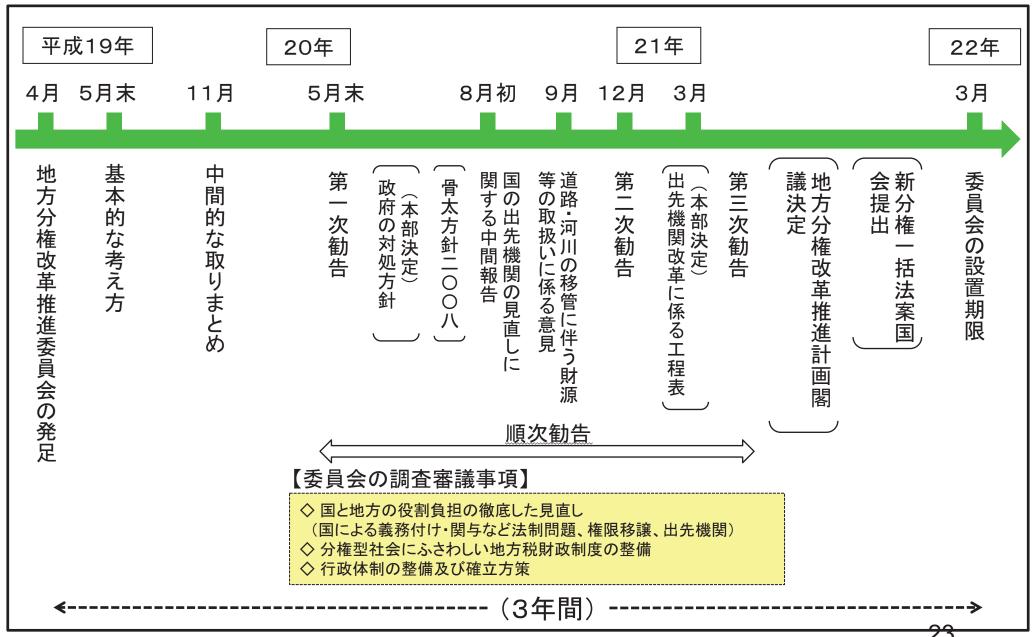
地方分権改革推進法に基づき、平成19年4月1日に発足(3年の時限)

# (調査審議事項)

- ○国と地方の役割分担の見直し
  - (例:介護、生活保護、医療、児童福祉、まちづ くり、道路、河川等)
- ○地方支分部局の見直し
- 〇法令による事務の義務付け・枠付けの 見直しと条例制定権の拡大
- 〇関与の見直し 等

概ね2年以内を目途に順次、地方分権改革推進計画の作成のための具体的な指針を「勧告」

# 地方分権改革推進委員会の検討スケジュール



# 重点行政分野の抜本的見直し(主なもの)

#### (1)くらしづくり分野関係

#### ① 幼保・子ども

- ・認定こども園制度の一本化に向けた制度改革・・・・・・(20年度中に結論)
- ・「保育に欠ける」という保育所入所要件の見直し等の検討・・・・(20年中に結論)
- ・放課後児童対策事業の改善・・・・・・・・・・(21年度から実施)

#### 2 教育

- ・広域での人事調整の仕組みにも留意した上で、教職員人事権の中核市への 移譲、人事権者と給与負担者の一致の方向で検討
  - ・・・・・・・・(小規模市町村を含めた関係者の理解を得て、計画までに結論)

#### ③ 医療・医療保険

- ・基準病床数の算定方法の見直し・国の同意の廃止の検討
  - \*\*\*\*\*\*(23年度までに結論)
- ・国民健康保険の運営に関し、都道府県単位による広域化の推進等
  - \*\*\*\*\*\*(21年度中に結論)
- ④ 生活保護 ・国と地方の協議の場を設け、制度全般について総合的な検討に着手・・・・・・(20年度中を目途に制度改正の方向性)
- ⑤ 福祉施設・福祉施設の施設設備基準について、質を確保する方策を前提に、国は標準を示し条例による決定を可能にするなど、地方が 創意工夫を生かせるような方策を検討
  - ······(計画までに結論)
- ⑥ 公営住宅・公営住宅の整備基準について、国は標準を示し条例による決定を可能にするなど、地方が創意工夫を生かせるような方策・・・・・・・・・(20年度中に実施)
- ⑦ 保健所・所長の資格要件の緩和・・・・・・(20年度中に結論)
- ⑧ 労働・離職者訓練事業の民間委託訓練に関し、雇用・能力開発機構と都 道府県の役割分担を明確にした上で都道府県への移譲を検討 ・・・・・・・・・・・・(20年中に結論)

#### (2)地域づくり分野関係

- ① 土地利用(開発・保全)
  - ・都市計画制度の抜本的な見直しに当たっては、国の利害や都道府県による 広域の見地からの調整に留意しつつ、国・都道府県の関与の廃止・縮小等を 進める方向で検討・・・・・・・・(21年度を目途に実施)
  - ・20年秋の農地制度の改革に当たって、農地転用許可制度等の在り方については、国と地方の役割分担を明確にしつつ、国民への食料の安定供給の確保を旨とし、第1次勧告の方向により検討
- ・地域森林計画の国への同意要件(国と都道府県との間で森林整備に係る ルールを明確にする協定が締結された場合には同意と見なされる)
- ② 道路 ・一般国道の直轄区間について、主に地域内交通を分担する道路は、 第1次勧告の方向に沿って指定を見直し、原則として都道府県に移 管。個別は地方と調整の上、第2次勧告までに具体案
- ③ 河川 ・一級河川について、第1次勧告の方向に沿って、原則として都道府 県内で完結する水系内の河川を都道府県に移管。個別は地方と調 整の上、第2次勧告までに具体案
- 4 防災 ·地域防災計画の作成·修正に係る国との協議の廃止
- ⑤ 交通 · 観光
  - ・港湾計画・公有水面埋立に係る国の関与の縮小……(20年度中に結論)
  - ・外客来訪促進計画に係る国との協議・同意の廃止
- ⑥ **商工業**・国の中小・ベンチャー企業育成施策は、全国的視点に立った事業に限定
  - ・商工団体の一元化を含め地域の商工団体の在り方
    - ....(20年度中に結論)
- ⑦ 農業・農業委員会の選挙区等、組織運営の弾力化
- ③ 環境・循環型社会形成推進交付金における協議会設置の義務付けの廃止

# 地方分権改革推進委員会 第2次勧告(概要)

# 第1章 〔義務付け・枠付けの見直し〕

# 1 見直しの基本的考え方

- 自治行政権、自治立法権、自治財政権を有する「完全自治体」として の「地方政府」の確立
- 国の法令を「上書き」する範囲拡大を含む条例制定権の拡充
- 法制的観点から、<u>地方自治体の自主性を強化</u>し、自由度を拡大。<u>自</u> **らの責任で行政を実施**する仕組みの構築

# 2 見直しの方針

- (1) 義務付け・枠付けの範囲設定
- 自治事務のうち、国の法令によって義務付け・枠付け(※)をし、条 例で自主的に定める余地を認めていないもの(条項単位)→約1万 条項
- (2)見直しの具体的な方針
  - メルクマール(判断基準)に該当しない条項については、
- ① 廃止(単なる奨励にとどめることを含む。)
- ② 手続、判断基準等の全部の条例委任又は条例補正(「上書き」)の許容
- ③ 手続、判断基準等の一部の条例委任又は条例補正(「上書き」)の許容 のいずれかの見直しが必要。その際、①から③の順序で見直すべき。
- (3)義務付け・枠付けの存置を許容する場合等のメルクマールの設定 (別添1参照)

※「義務付け」とは、一定の課題に対処すべく、地方自治体に一定種類の活動を義務付けること。 「枠付け」とは、地方自治体の活動について手続、判断基準等の枠付けを行うこと。

# 3 メルクマール該当・非該当の判断

○ <u>義務付け・枠付け条項全体(約1万条項)について、メルクマール該当・</u> 非該当の判断を別表で提示(別添2参照)

メルクマールに該当する条項 ・・・ 51.8% メルクマールに該当しない条項 ・・・ 48.2%

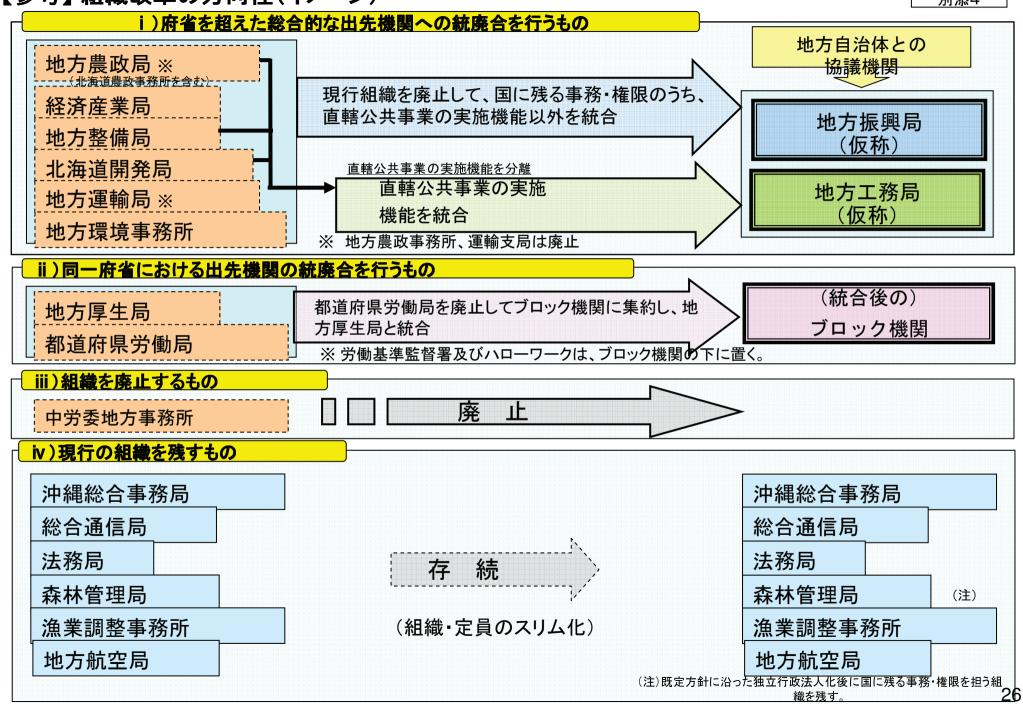
○ 全国知事会、全国市長会提言等に係るもの184条項のうち

メルクマールに該当する条項 ·・・ 8.3% メルクマールに該当しない条項 ·・・ 91.7%

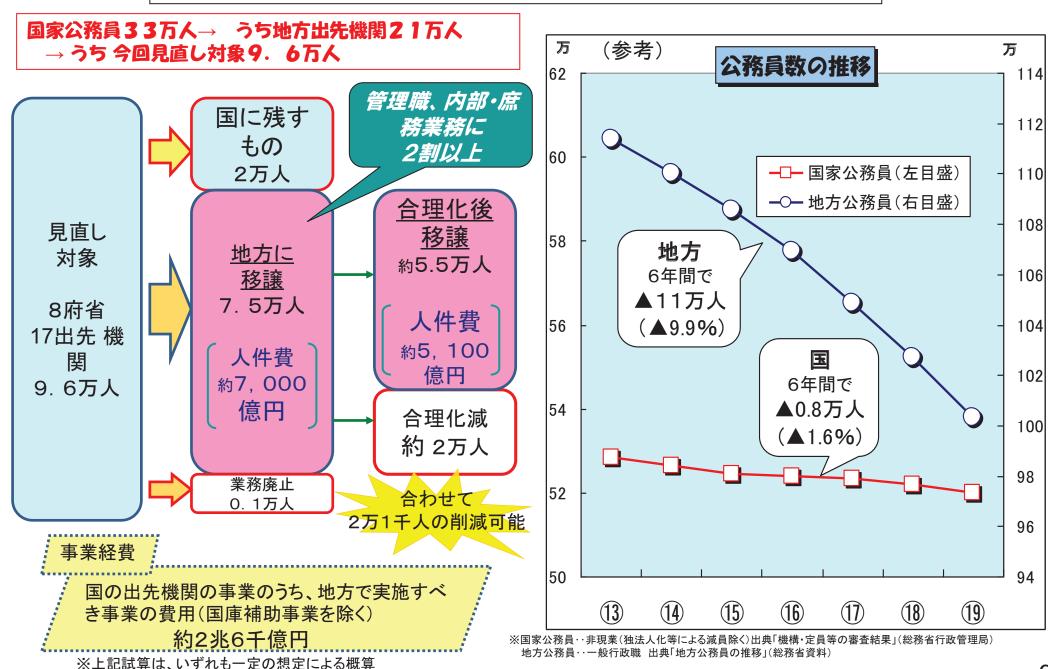
# 4 今後の進め方

○ メルクマールに該当しない条項については、2(2)の方針に従って見直しを行うべき。これまでの委員会審議等を踏まえれば、このうち、次に掲げるような形態のものについては特に問題

- ① 施設・公物設置管理の基準
- ② 協議、同意、許可 認可 承認
- ③計画等の策定及びその手続
- <u>これらを中心に、委員会として第3次勧告に向けて具体的に講ずべき</u> 措置を調査審議



# 【参考】国から地方へ移譲すべき業務に係る職員数及び財源 <概数>



# 第29次地方制度調査会の審議項目

#### <諮問事項>

市町村合併を含めた基礎自治体のあり方、監査機能の充実・強化等の最近の社会経済情勢の変化に対応した地方 行財政制度のあり方について、地方自治の一層の推進を図る観点から、調査審議を求める。

#### く項目>

#### I 市町村合併を含めた基礎自治体のあり方

#### 1 基礎自治体のあり方

- 合併した市町村及び合併していない市町村の 評価・検証・分析
- 〇 基礎自治体の果たすべき役割
- 今後の基礎自治体の組織・体制・公務員のあり方
- 〇 小規模市町村に対する方策

#### 2 基礎自治体における住民自治の充実

- 〇 地域自治区等のあり方
- 地域コミュニティのあり方

#### 3 大都市制度のあり方

- 大都市と都道府県との関係等
- 指定都市、中核市、特例市等の考え方の整理

#### Ⅱ チェック機能の充実

#### 1 監査機能の充実・強化

- 監査委員の独立性の強化(組織、選任方法、OBの就任制限、議選委員のあり方等)
- 監査能力の向上(監査委員の人材確保等)
- 〇 外部監査のあり方

#### 2 議会制度のあり方

- 議会の団体意思決定機能や監視機能の向上策
- 〇 議会制度の自由度の拡大
- 〇 議員定数
- 〇 幅広い層が議員活動できるための制度の環境整備

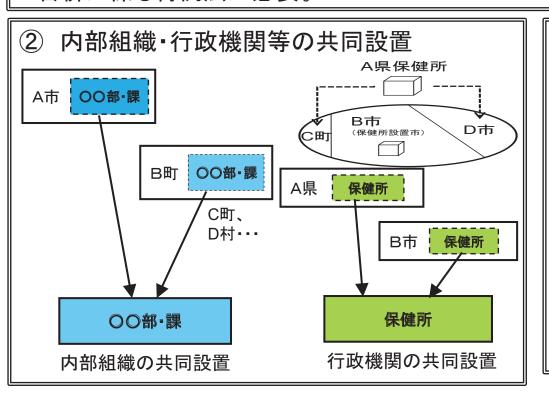
#### Ⅲ 地方税財政制度のあり方等

- 〇 地方税財政制度のあり方
- 〇 首長の多選制限

# 第29次地方制度調査会答申の概要(抄) (H21.6.16)

市町村合併による行財政基盤の強化のほか、共同処理方式による周辺市町村間での広域連携や都道府県による補完などの多様な選択肢を用意した上で、それぞれの市町村が、これらの中から最も適した仕組みを自ら選択。

① 現行合併特例法期限後においても、自らの判断により合併を進めようとする市町村を対象とした合併に係る特例法が必要。



# ③ 小規模市町村に対する方策

市町村合併や広域連携などの方法によっては必要な行政サービスを安定的に提供することが困難と考えられる小規模市町村があれば、その選択により、法令上義務付けられた事務の一部を都道府県が代わって処理することも考えられる。

こうした方策について、関係者と十分な意 見調整を図りつつ、多角的に検討することが 必要。